三	第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
三の二	第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める額
三の三	第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率
三の四	第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率
四～六の二	（略）
六の三	第十四条の三に規定する厚生労働大臣が定める額
六の四	第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率
七～十一	第十四条の五に規定する厚生労働大臣が定める率
（削る）	（略）
十二	算定政令第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
（削る）	
十三	第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額
十三の二	算定政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の三	第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額
十三の四	算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の五	算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率
十三の六	算定政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
十四～二十	（略）
二十一	第四十三条の三において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額

2　（略）

附　則

（削る）

三	第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）	
三の二	第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）	
四～六	（略）
（新設）	
六の二	第十四条の二に規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）	
七～十一	（略）
十二	第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率
十二の二	算定政令第一条の三第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三	第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
十三の二	第十九条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額
十三の三	算定政令第一条の八第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の四	第二十条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額
十三の五	算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の六	算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率
十三の七	算定政令第一条の九第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
十四～二十	（略）
（新設）	

2　（略）

附　則

（平成二十八年度における確定加入者調整率の算定方法）

第二条　平成二十八年度における法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率は、第九条の規定にかかわらず、次項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率に第三項に規定する平成二十八年度における確定補正係数を乗じて得た率とする。

2　平成二十八年度における粗確定加入者調整率は、附則第四条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を同条第二項に規定する平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率で除して得た率とする。

3　平成二十八年度における確定補正係数は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額を第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各保険者に係る調整対象給付費額（当該各保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第三号イにおいて同じ。）

ロ　各保険者に係る持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額

二　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額（当該各被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第四号イにおいて同じ。）